

調査設計事業（継続）

【474（524）千円】

対策のポイント

団体営土地改良事業の計画的かつ効率的な実施を図るため、事業実施予定地域について調査、設計及び試験等を行い、土地改良事業計画及び全体実施設計書を兼ねた書類等を作成。

食料・農業・農村基本計画を着実に推進するためには、国・県営事業との連携及び国と地方との役割分担の下、市町村、土地改良区等が事業実施主体となる団体営事業の機動的な実施が必要であり、事業実施の前段に調査、設計及び試験等を行う調査設計事業を組みます。

（全体実施設計を兼ねた書類とは）

直ちに事業に着手できる程度の精度を有する書類であり、土地改良法に基づく諸手続きが出来るようになります。

政策目標

団体営土地改良事業の計画的かつ効率的な実施を図り、調査設計事業実施翌年度以降に着実に事業化。

<内容>

団体営土地改良事業等の計画的かつ効率的な実施を図るために必要な調査設計等を実施します。 【補助率 1 / 2】

[対象事業]

- ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち生産基盤の整備
（土地改良法に基づき実施するもの）
- ・ 農地防災事業
- ・ 農業集落排水資源循環統合補助事業 等

<事業実施主体>

1. 事業実施主体 市町村、土地改良区等
2. 事業実施期間 昭和34年度～（採択期間 毎年度）

【担当】 農村振興局農地資源課

柵木・工藤 （03）6744-6277（直）